

食品安全委員会（第956回会合）議事概要

日 時：令和6年10月8日（火） 14：00～15：23

場 所：食品安全委員会大会議室

出席者：山本委員長ほか6名出席

傍聴者：一般27名

（1）令和5年食中毒発生状況の概要について

→厚生労働省から説明。

本件については、引き続き、厚生労働省をはじめとするリスク管理機関と連携して必要な情報を提供していくこととなった。

（2）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・食品衛生法第13条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして内閣総理大臣が定める物質（対象外物質） 1品目
アセチルシステイン

→消費者庁から説明。

本件については、肥料・飼料等専門調査会において審議することとなった。

- ・農薬 8品目
1-ナフタレン酢酸
カルタップ、チオシクラム及びベンスルタップ
キノメチオナート
シフルメトフェン
ピリベンカルブ
フルオピラム
フロメトキン
ベンジルアデニン

→消費者庁から説明。

農薬「1-ナフタレン酢酸」、「カルタップ、チオシクラム及びベンズルタップ」、「キノメチオナート」、「シフルメトフェン」、「ピリベンカルブ」「フルオピラム」並びに「フロメトキン」については、評価書の改訂を行わず、既存の評価結果を変更しないことから、意見・情報の募集は行わないこととし、以前の委員会で決定した評価結果と同じ結論、

「1-ナフタレン酢酸の許容一日摂取量（ADI）を0.15 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.15 mg/kg 体重と設定する。」

「カルタップ塩酸塩、チオシクラムシュウ酸水素塩及びベンズルタップのグループADIを0.016 mg/kg 体重/日（カルタップ塩酸塩換算）、グループARfDを0.1 mg/kg 体重（カルタップ塩酸塩換算）と設定する。」

「キノメチオナートのADIを0.0064 mg/kg 体重/日、ARfDを1.5 mg/kg 体重と設定する。」

「シフルメトフェンのADIを0.092 mg/kg 体重/日と設定し、ARfDは設定する必要がないと判断した。」

「ピリベンカルブのADIを0.039 mg/kg 体重/日、ARfDを1.1 mg/kg 体重と設定する。」

「フルオピラムのADIを0.012 mg/kg 体重/日、ARfDを0.5 mg/kg 体重と設定する。」

「フロメトキンのADIを0.008 mg/kg 体重/日、ARfDを0.044 mg/kg 体重と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（消費者庁）に通知することとなった。

農薬「ベンジルアデニン」については、農薬第四専門調査会において審議することとなった。

- ・ 飼料添加物 3品目
ジブチルヒドロキシトルエン

→消費者庁から説明。

本件については、肥料・飼料等専門調査会において審議することとなった。

アセチルシステインを有効成分とする飼料添加物
安息香酸を有効成分とする飼料添加物

→農林水産省から説明。

本件については、肥料・飼料等専門調査会において審議することとなった。

(3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について
・農薬「ヨウ化メチル」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、農薬第二専門調査会におけるものと同じ結論、
「ヨウ化メチルのADIを0.005 mg/kg 体重/日、一般の集団に対するARfDを0.035 mg/kg 体重、妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対するARfDを0.005 mg/kg 体重と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（消費者庁）に通知することとなった。

・遺伝子組換え食品等「*Streptomyces mobaraensis* TTG-1株を利用して生産されたトランスグルタミナーゼ」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、

「「*Streptomyces mobaraensis* TTG-1株を利用して生産されたトランスグルタミナーゼ」について、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」に基づき、食品健康影響評価を実施し、挿入遺伝子の安全性、挿入遺伝子から産生されるタンパク質の毒性、アレルギー誘発性等について確認した結果、従来の添加物と比較して新たに安全性を損なうおそれのある要因は認められなかった。以上のことから、「*Streptomyces mobaraensis* TTG-1株を利用して生産されたトランスグルタミナーゼ」は、人の健康を損なうおそれはないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（消費者庁）に通知することとなった。

(4) 食品安全モニターからの随時報告について（令和5年4月～令和6年3月分）

→事務局から報告。